

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

但し、サービスによって (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 と (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 があります。

(1) 介護保険の対象となるサービス【契約書第4条参照】

以下のサービスについては、利用料金の9割（通常）が介護保険から給付されます。

※ご契約者の収入によって介護保険給付が8割または7割なる場合があります。

<サービスの内容>

①食事（食費は別途いただきます）

・当事業所では、味処「さざなみ」の立てる献立により栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供致します。

＊ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

②入浴介助

・入浴又は清拭を行い、自立支援を目指した介助を行います。
・車椅子利用者の方も入浴用チェアを使用して入浴することができます。

③排泄介助

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大活用した援助を行います。

④機能訓練

・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎

・障害の程度、地理的条件等により、送迎を必要とするご利用者については車輦により送迎を実施します。また、必要に応じて送迎車輦への昇降及び移動の介助を行います。

<サービスの利用料金（1日当たり）> 【契約書第8条参照】

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料は『別表1料金表』に定めた額とし、1～3割をお支払い頂きます。

※介護予防・総合事業の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更いたします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス 【契約書第5条、第8条参照】

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

①食 費

料金 550 円

②通常時間を超えてサービスの提供を受ける場合

料金 1時間あたり200円